

後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～

2020年3月1日



All For One

発行所

オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目22番2号

ゼルコバビル4階

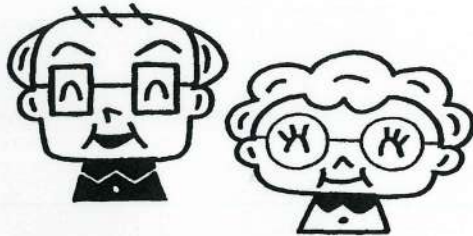
TEL0423000255 fax0423000256

office@kunimatu.jp

皆さまこんにちは！司法書士・土地家屋調査士・行政書士の国松偉公子です。今年は私にとって、司法書士事務所を開業して20周年の記念の年です。実は成年後見人制度がスタートしたのも20年前！開業当初から運命を感じ、この分野に懸命に取り組んできました。

今までを振り返ってこの制度の利用者が増えているにも関わらず、弊所からの情報発信が足りていないことに改めて気づきました。そこで「後見DE貢献」したいというコンセプトの元、このタイトルで手作り感いっぱいに情報発信していきたいと考えています。

少しでも皆さまのお役に立てますよう、頑張りますので、どうか温かくお見守りいただければ幸いです。



国松偉公子事務所では…

経験豊富なスタッフが数多く在籍しています！

★後見案件をたくさん受任しています★

**これまで関わらせて頂いた件数は
70件以上です。**

令和2年3月現在 約25件

(見守りも含みます) 就任中です。

国松事務所ができること…

後見人になること→法定後見人は家庭裁判所の審判によって選任されます。

後見申立のお手伝い→裁判所への提出書類を整えることはなかなか大変な作業です。

定期報告のお手伝い→年に1度、決められた期日までに家庭裁判所に報告書を提出します。

★☆YouTube 国松偉公子の相続相談室★☆



★成年後見人制度とは？★

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます）について本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

判断能力が不十分になる前に⇒ **任意後見制度**

判断能力が不十分になってから⇒ **法定後見制度**

本人の判断能力に応じて、
「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用することができます。

★IKUKO★



～次回は…どんなときにどんな支援が…？についてもう少し詳しくお話ししたいと思います～